

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 32 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号イ中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「同項の規定を適用して算定した総所得金額」の右に「とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から100,000円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則の規定は、令和3年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）